

税制改正のあらまし

法人会キャラクター
けんた

I 法人税関係

1 中小企業経営強化税制の創設と中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等の生産性向上につながる設備投資を支援するため、取得等をした機械装置等が「生産性向上設備（A類型）」や「収益力強化設備（B類型）」に該当する場合に適用できる中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、器具備品と建物附属設備を対象設備に追加した中小企業経営強化税制が新たに創設されます。同税制の適用には、中小企業等経営強化法の認定が必要となります。

また、機械装置等の対象設備を取得等をした場合に適用できる中小企業投資促進税制の適用期限が2年間延長されます。ただし、器具備品は、中小企業投資促進税制の対象設備から除外されます。

中小企業経営強化税制の概要

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	① 中小企業等経営強化法の認定 ② 生産性が旧モデル比年平均1%以上向上	① 中小企業等経営強化法の認定 ② 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置（160万円以上、販売開始10年以内） ・測定工具・検査工具（30万円以上、販売開始5年以内） ・器具備品（30万円以上、販売開始6年以内） ・建物附属設備（60万円以上、販売開始14年以内） ・ソフトウェア（70万円以上、販売開始5年以内） 	
確認者	工業会等	経済産業局
税制措置	即時償却又は7%税額控除（資本金3000万円以下もしくは個人事業主は10%）の選択適用	

中小企業投資促進税制の概要

対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置（1台160万円以上） ・測定工具及び検査工具（1台120万円以上又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数合計120万円以上） ・一定のソフトウェア（一の取得価額が70万円以上又はその事業年度の複数合計70万円以上） ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主、資本金3000万円以下の中小企業 30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 ・資本金3000万円超の中小企業 30%特別償却

適用時期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得等をして事業に供した場合に適用されます。

2 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の延長

中小企業者等（所得金額が年間800万円以下）の法人税率19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成31年3月31日まで適用期限が延長されます。

3 中小企業向け租税特別措置の停止措置

大企業並みの多額の所得を得ながら中小法人課税の対象となっている企業が存在することを踏まえ、過去3事業年度の平均所得金額が15億円を超える事業年度について、中小企業向けの租税特別措置の適用が停止されます。

主な中小企業向け租税特別措置

- ① 中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）
- ② 中小企業等の貸倒引当金の特例
- ③ 中小企業者等に係る法人税の軽減税率（税率19%→15%）
- ④ 中小企業投資促進税制
- ⑤ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入制度の特例 等

（※）なお、③～⑤については、平成31年3月31日以前に適用期限を迎えますが、今後の税制改正で適用期限が延長された場合、該当する企業は、租税特別措置の適用が停止されます。

適用時期

平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用が停止されます。

4 研究開発税制等の見直し

あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、試験研究費の定義を見直し、収集したデータを分析・活用する新たなサービス開発に係る試験研究費が支援対象に追加されます。例えば、気象情報を分析した自然災害予測の通知サービス、個人の健康データを分析し健康維持サポート情報の配信などが考えられています。

また、「総額型」の税額控除率が見直され、試験研究費の増減率に応じて税額控除率を6～14%の範囲（現行：8～10%）で変動する仕組みとされます。

このほか、上乗せ措置については、「試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）」を廃止した上で、「平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）」の適用期限が、2年間延長されます。

研究開発税制の概要

【総額型】

- ① 税額控除率は試験研究費の増減に応じ6~14%の範囲で変動(中小法人12~17%)。
- ② 控除限度額は法人税額の25%(一般試験研究費)。中小法人は10%上乘せ(増加率5%超の場合)。*
また、試験研究費が平均売上金額の10%超の場合は0~10%上乘せ。*
(*)高水準型との選択適用
- ③ 対象となる試験研究は、従来の要件に加え、データ等を分析・活用する新たなサービス開発を追加。

【増加型】: 廃止

【高水準型】: 2年間延長

適用時期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

5 所得拡大促進税制の見直し

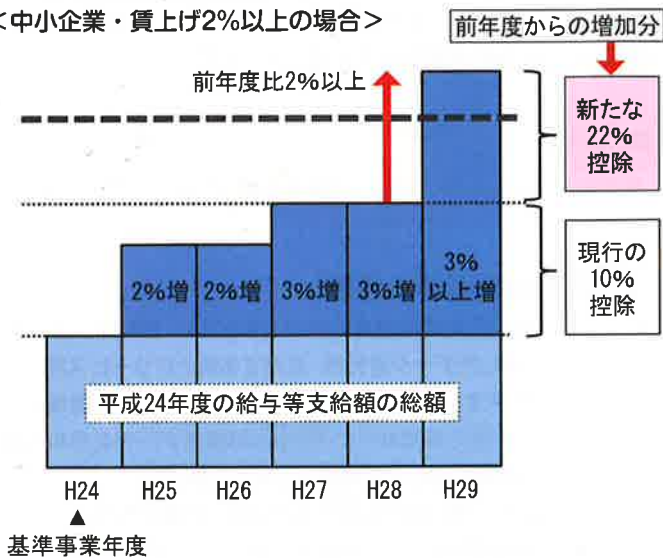
企業の賃上げに対するインセンティブを強化するため、所得拡大促進税制の税額控除が拡充されます。同税制は、基準事業年度(平成24年度)の給与等支給額と比較し、適用年度の給与等支給額が一定割合以上増加している場合に、その増加額の10%を税額控除できる制度です。

見直しでは、企業が前年度比で2%以上賃上げをした場合、現行の10%税額控除に加え、前年度からの増加額については、大企業は2%上乘せした12%税額控除、中小企業は12%上乘せした22%税額控除が適用できます。

なお、賃上げ率が2%未満の場合、大企業は同税制の適用が受けられなくなりますが、中小企業は平均給与等支給額が前事業年度を上回っていれば、現行の10%税額控除が受けられます。

所得拡大促進税制の概要

<中小企業・賃上げ2%以上の場合>



適用時期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

6 定期同額給与の範囲の見直し

役員給与について、法令等の改正により期中の税や社会保険料に変更があった場合、手取り額に増減が生じないよう支給額を変更すると定期同額給与として認められませんでした。定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与が加えられます。

この範囲の見直しにより、期中に税や社会保険料に変動があった際、源泉徴収等の後の金額、いわゆる手取り額を変えずに役員給与を支給する場合でも定期同額給与として認められます。

適用時期

平成29年4月1日以後に支給等をする給与について適用されます。

II 所得税関係

1 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

働き方が様々な面で多様化しているなか、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するために、配偶者控除・配偶者特別控除が見直されます。

配偶者控除では、納税者本人に所得制限を設け、合計所得金額が900万円(給与収入1120万円)から控除額を段階的に減らし、合計所得金額1000万円(給与収入1220万円)を適用上限額とする仕組みとされます。また、配偶者特別控除の要件となる配偶者の合計所得金額の適用範囲が現行の38万円超76万円未満(給与収入103万円超141万円未満)から38万円超123万円以下(給与収入103万円超201万円以下)に見直されます。

単位は万円

		配偶者の給与収入	本人の給与収入				
			1120万円以下	1170万円以下	1220万円以下	1220万円超	
配偶者控除	配偶者 控除対象	103万円以下	38	26	13	納税者本人の所得制限により適用なし	
	対象配偶者 老人配偶者		48	32	16		
配偶者特別控除			150万円以下	38	26	13	納税者本人の所得制限により適用なし
			155万円以下	36	24	12	
			160万円以下	31	21	11	
			167万円以下	26	18	9	
			175万円以下	21	14	7	
			183万円以下	16	11	6	
			190万円以下	11	8	4	
			197万円以下	6	4	2	
		201万円以下	3	2	1		
		201万円超	配偶者の給与収入が適用上限額を超えているため適用なし				

適用時期

平成30年分以後の所得税、平成31年度分以後の個人住民税について適用されます。

2 医療費控除・セルフメディケーション税制の添付書類の見直し

医療費控除又は医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用において、確定申告書の提出の際に必要な、現行の「医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示」が、「医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書の添付」に見直されます。

これにより、確定申告において領収書の添付等は不要となり、明細書の添付のみで医療費控除又はセルフメディケーション税制が適用できます。ただし、確定申告期限等から5年間、税務署から医療費等の領収書の提示又は提出を求められた場合は、領収書の提示又は提出をしなければなりません。

適用時期

平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用されます。なお、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、領収書の添付等でも、医療費控除又はセルフメディケーション税制が適用できる経過措置が設けられています。

III 相続・贈与税関係

1 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(1) 災害や取引先の倒産等の影響による雇用要件等の緩和措置

事業継続要件である5年以内の間に経営環境が変化（事故、災害、取引先の倒産等）した場合も原則として雇用要件が課されることを踏まえて、災害や取引先の倒産等が生じた場合にも対応できるよう、影響の程度に応じて雇用要件等を緩和するセーフティネット規定が整備されます。災害で被害を受けた場合は、雇用要件の免除等により納税猶予の取消リスクを軽減し、災害・事故・取引先の倒産等で売上高が減少した場合は減少割合に応じて雇用要件が緩和されます。

(2) 贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度が併用可能に

早期かつ計画的な事業承継の促進のため、生前贈与へのインセンティブを強化し、新たに贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度との併用が認められます。この見直しにより、仮に事業継続要件である5年以内の間に雇用要件等を満たせずに納税猶予が取り消された場合でも、相続時精算課税制度を利用して税負担を軽減させることができます。

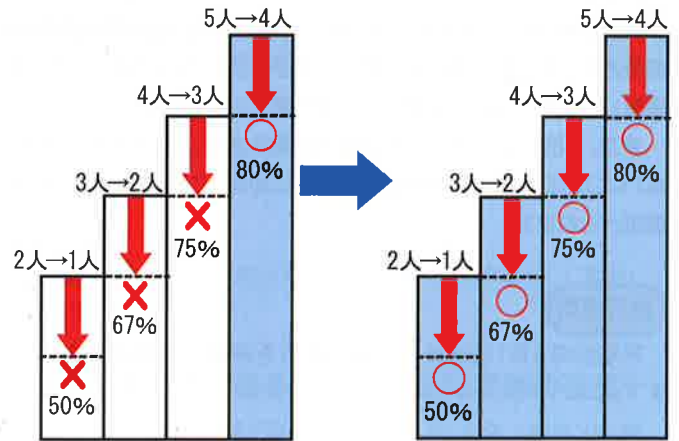
(3) 雇用要件の計算方法の見直し

企業の人手不足における影響などを考慮し、雇用要件における、雇用の8割以上を5年間平均で維持する計算方法を見直し、従来は端数を切り上げていたところを、端数を数えないこととなります。これまでの端数切り上げでは、例えば、従業員数が2~4人の会社の場合、1人でも従業員が減ると要件を満たさなかったですが、端数を数えない形とすることで1人減った場合でも要件を満たすこととなります。

雇用要件の見直し（従業員数5人以下のケース）

<現行>

<改正案>



(注) 従業員1人の企業が従業員ゼロになった場合には、納税猶予制度は適用できません。

(4) 認定相続承継会社の要件の見直し

現行制度では、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた後、事業承継後5年が経過しても、先代死亡時に相続税の納税猶予制度へ切り替えるには、引き続き中小企業であることや非上場会社であることが要件となっています。これらの要件は企業の成長を阻害しかねないため、廃止されます。

適用時期

平成29年1月1日以後に相続もしくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税から適用されます。

2 相続税等の財産評価の適正化

取引相場のない株式の評価について、上場会社のグローバル連結経営の進展や、株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直されます。

具体的には、類似業種比準方式について、以下の見直しが行われます。

- ① 類似業種の上場会社の株価について、現行に「課税時期の属する月以前2年間の平均」が加えられます。
- ② 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額、簿価純資産価額について、連結決算が反映されます。
- ③ 配当金額、利益金額、簿価純資産価額の比重について、1:1:1（現行は1:3:1）とされます。

また、評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲が総じて拡大されます。

適用時期

平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用されます。

3 相続税の物納財産の順位と範囲の見直し

相続税の物納財産に充てることができる財産の順位と範囲が見直されます。

現行、第2順位とされている「株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち、金融商品取引所に上場されているもの等」について、国債・地方債・不動産・船舶と同じ第1順位とされます。

また、「投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等」について、新たに物納財産の範囲に加え、これらについても第1順位とされます。

適用時期

平成29年4月1日以後に物納の許可を申請する場合に適用されます。

IV 地方税

1 中小企業者等が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例の拡充

平成28年度税制改正で創設された中小企業者等が取得する生産性向上設備に係る固定資産税の特例（当初3年間の固定資産税の課税標準を2分の1に軽減）が拡充されます。

対象設備に、これまでの機械装置に加え、地域と業種を限定した上で、一定の測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備（償却資産として課税されるもの）が追加されます。機械装置については、引き続き全国の全業種が適用対象となります。

なお、同特例は経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

中小企業者等の固定資産税の特例の適用範囲

	販売開始	取得価額	生産性要件
機械装置	10年以内	1台又は1基が160万円以上	旧モデル比で生産性（生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上
測定工具 検査工具	5年以内	1台又は1基が30万円以上	
器具備品	6年以内		
建物附属設備 （償却資産として課税されるものに限る）	14年以内	一の取得価額が60万円以上	

地域	業種
最低賃金※が全国平均未満	全ての業種
最低賃金※が全国平均以上	労働生産性が全国平均未満の業種のみ

（※）最低賃金の全国平均は823円（平成28年度）。最低賃金が全国平均以上の地域は東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都の7都府県

適用時期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得をした場合に適用されます。

2 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

居住用超高層建築物（いわゆるタワーマンション）の固定資産税については、実際の取引価格は高層階になるほど高くなる傾向にあるにもかかわらず、床面積が同じであれば高層階でも低層階でも税額は同額となっています。このため、実際の取引価格を踏まえた按分方法に見直し、一棟全体での固定資産税の額の合計は変わらない仕組みとされます。

高さが60メートルを超える建築物について、以下の計算式で税額を求めます。また、区分所有者全員による申出があった場合には、申し出た割合により、建築物に係る固定資産税額を按分することも可能とします。

なお、都市計画税・不動産取得税についても、同様の措置が講じられます。

居住用超高層建築物の固定資産税の計算方法

現行	各住戸の税額＝ 一棟の税額×各住戸の専有床面積／専有床面積の合計
改正案	各住戸の税額＝ 一棟の税額×各住戸の専有床面積×階層別専有床面積補正率※／専有床面積（補正後）の合計

（※）1階を100とし、階が一つを増すごとに、39分の10を加えた数値

適用時期

平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物について適用されます。（平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除きます）。



*このパンフレットは、平成28年12月22日に閣議決定された平成29年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。